第５章　会計事務職員に対する検定

第１節　国の現金出納職員に対する検定

（概況）

令和４年10月から５年９月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは４件13,136,018円である。これに繰越し分５件21,460円を加えて、処理を要するものは９件13,157,478円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは３件113,800円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
裁判所	1	0	—	—
法務省	4	21	—	—
外務省	2	13,087	1	64
財務省	2	49	2	49
計	9	13,157	3	113

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補塡されているものである。

第2節　国の物品管理職員に対する検定

（概況）

令和4年10月から5年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは22,125件1,255,071,856円である。これに繰越し分92件236,675,052円を加えて、処理を要するものは22,217件1,491,746,908円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは22,142件1,385,616,711円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国会	20	3,439	20	3,439
裁判所	87	4,829	85	4,825
会計検査院	8	1,506	8	1,506
内閣	1	252	1	252
内閣府	1,002	294,044	999	293,888
デジタル庁	22	614	22	614
総務省	5	141	4	141
法務省	506	69,441	494	68,301
外務省	123	32,405	122	21,338
財務省	18,400	109,461	18,400	109,461
文部科学省	36	17,659	35	16,268
厚生労働省	281	33,496	280	33,092
農林水産省	299	161,711	292	160,742
経済産業省	163	824	162	824
国土交通省	469	160,866	455	151,175
環境省	22	7,118	21	6,284
防衛省	773	593,933	742	513,460
計	22,217	1,491,746	22,142	1,385,616

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中に高額な物品である魚雷の亡失があったことによる。

（処理したものの内訳）

処理したものの内訳は次のとおりである。

① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの　1件　4,830,411円

② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの　21,131件　816,750,326円

③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補塡されているものなど　1,010件　564,035,974円

（検定したものの説明）

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、航空自衛隊の物品管理職員が、航空管制に使用する装置の構成部品をフォークリフトで車両に積載する際に落下させ、国に損害を与えた事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。